

平成 14 年 5 月 23 日

各 位

アルゼ株式会社

読売新聞の報道について(追加資料)

5月16日の読売新聞により、国税局が当社、海外関係会社等に対し株取引申告漏れを指摘しているとの報道されておりますが、その内容につきまして事実と反する誤報がございましたので、お知らせいたします。

記

1. 取引完了までの経緯

当社は、平成 11 年 2 月 2 日にエレクトロコインジャパン株式会社（以下 E C J という）という会社の買収を完了致しました。ここに、買収に至るまでの経緯と取引完了までの経過をご説明致します。

- ・平成 10 年 11 月 20 日、E C J 株式を買い取ることを前提に、岡田社長が各役員と口頭で確認の上、会社と岡田社長との間で E C J 社の買収についての取り決め書を交わしました。
- ・第三者の池田税理士に平成 10 年 12 月 1 日付にての E C J の評価を依頼し、評価証明書の作成を依頼しました。
- ・平成 10 年 12 月 11 日に E C J 買収の案件を役員会で審議し、更なる直販体制の強化・拡充を図る観点から大いにプラスであることから、全員一致にて承認可決再確認されました。
- ・平成 11 年 1 月 7 日には、池田税理士から平成 10 年 12 月 1 日現在の E C J 株式 1 株を 20,319,638 円とするとの株式評価書を受領致しました。
- ・平成 11 年 1 月 14 日には、当該株式評価書受領を受けて再度取締役会を開催し、E C J 社会社株式譲渡が既に岡田社長個人に行われたこと及び公開ルール及び商法上の問題点などを引き続き検討することで全員の同意を得ました。
- ・平成 11 年 1 月 22 日には、取締役会を開催し、公開ルール及び商法上の問題点などが無いこと及び株価につき再度検討した結果、金額が適正範囲にあるとの結論となりました。
- ・平成 11 年 2 月 2 日の取締役会において、E C J の全株式を取得し特定子会社とすること、今後 E C J とはパチスロ機等の開発・製造・販売の各分野において緊密な協力関係のもとに事業を推進することを説明し、その可否について諮ったところ全員一致で承認されました。
- ・当該取締役会決議を受けて、同日、アルゼから E C J 株主に対し株式代金を支払いました。
- ・尚、本件議案については、岡田社長が特別利害関係を有するため、すべての取締役会議決には参加しませんでした。

2. 当社と国税局の見解の相違点

当社の見解	国税局の見解
<ul style="list-style-type: none"> ・会社、不動産等の高額物件を買収する際には、専門家の評価証明を取り付けその金額で売買するのが通常である。 ・取引は取締役会で決定することが条件ですが、取締役会で正しい判断をするには、専門家の評価証明による金額に従うこと、取引の事前に価格が決定したものを買収することは当然である。また、価格が決まっていないものを取締役会が承認することは無責任になってしまう。故に、本件取引は当たり前の通常取引である。 ・会社の価値は、評価として当事者どうしの取り決め合意金額であって、相続税のように死亡日を基準にするのは妥当ではなく、相続税法を基準にした固定資産の評価で行うべきではない。それ故、当事者どうしの取り決め金額に従うのが妥当であり、安かったからといって差額について受贈益があったというのは税金を取らんがための言いがかりである。 ・会社売買であり株式の売買ではない。 ・株式の評価が12月1日の評価ではなく、2月2日はたまたま株式価格が高騰していた時期であり、株式の変動により価格が違うということはおかしい。 ・会社売買における会社所有の株式の評価については、当社も過去に会社(セタ社)売買の実績があり、株価についての評価は6ヶ月間の平均値をもって算出するものであり、証券会社・証券取引所等の指導も、会社の取引は一定期間の株価の平均値から出されるのが常識としている。 ・支払日をもって会社の評価をすることは不可能であり、今後M&Aを含めた取引自体をも不可能にすることになる。 ・通常、売買についての決定日は、買う意思を表明したとき、金額を決定したとき、代金の支払いを行ったとき、株券の引渡しを行ったときと考えられます。高額物件の場合においては、適正な価格であることを前提に買う意思を表明したときとすべきである。 ・いずれから見ても適正な取引である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年12月1日付の池田税理士のECJ社の会社評価額は正しい。 ・ECJ社の会社売買は平成11年2月2日の取引である。 ・池田税理士評価書の金額は12月1日付であり、取引価額は平成11年2月2日の価額とすべきである。 ・ECJ社の子会社が保有する株式(アルゼ社株)の評価が、平成10年12月1日付での株式市場価格(終値)は2,590円、平成11年2月2日付での株式市場価格(終値)は3,230円であるが故に、この価格の差額分、会社売買の評価金額を高く買うべきでありその差額分を受贈益として更正する。

3. 読売新聞の報道について

読売新聞が、マスメディアに対する情報の保護について国会で議論されている中で、実態を正確に調査・把握・確認もせず、記事を掲載したことは問題だと考えます。

見出し（株取引申告漏れ 100 億）について

誤報 1：株取引ではなく、会社売買である。

誤報 2：国税局評価とのギャップ金額は、100 億円ではなく 30 億円前後である。

誤報 3：申告漏れ 100 億は事実と反している。申告漏れではない。

サブ見出し（売却価格を安く算出）について

誤報 1：売却ではなく買収であり、更に、国税局認定価格より安く買ったから受贈益があったと更正を指摘された。

誤報 2：安くというのは意図的に行ったことを意味するが、意図的に行ったわけではなく、取引通念上正当と認められる金額による売買をすべく、専門家の算出した価格に基づいて売買を行っている。

記事内容について

誤報 1：100 億円の根拠の無いなかで、100 億円と断定した記載をしている。

誤報 2：当社と資本関係の全く無い会社を関係会社と断定して記載している。

前回の報道について

- ・平成 12 年 12 月 27 日付の更正決定通知について、東京新聞は「仮装隠蔽の所得隠し」と報道し、脱税であるかのような報道を行った。
- ・このように情報規制案が国会で論議されている最中において、このような悪意を持った中傷を行うのであれば、メディア規正法の審議機関に持ち込まざるを得ないのかを問うしかない。

4. アルゼ株式会社 代表取締役社長 岡田 和生のコメント

- ・個人的には国税局と争うことが好ましいと考えている訳ではありません。
- ・平成 12 年 12 月 27 日に更正決定の通知が郵送で送られてきましたが、翌 28 日には一部報道機関より「仮装隠蔽、所得隠し」と報道されました。そのために、いわれの無い、しかも半年以上前に調査があった時に納品日の違いを指摘される範囲であった話が、更正決定であったという、いきなり起こった事件であり、当社はラスベガスにおけるゲーミングライセンスの申請調査中という状況の下、海外から見てこの報道が脱税犯罪であるとみられてしまい、係争せざるを得ない状況に追い込まれました。幸いに今年 4 月 24 日に地裁において勝訴判決を受け、安堵して今後はこのような訴訟がないことを願っていたわけですが、私の個人としての考え方、また会社についても正しい納税をすること、法律を遵守することが大切であるという当然の姿勢を意識して仕事をしています。私も会社も今回の取引にあたり、安い金額を設定して売買を行い、税金の支払いを免れようとする必要性もなければ、そのようなつもりも全く無く、取引通念上正しい金額で売買を行うべきであるとの考えでこの取引を進めました。その結果、私は納税日本一ということで、多額の納税をしたものであります。然しながら妥当性はともかく、今回の調査に於いて係争を避けるために妥協の道も考えました。「安く買ったから受贈益を支払いなさい」という国税局の意向があります。それならば私個人を経由して売買がなされたわけであり、評価額を仮に高くすべきであるならば、売主で

ある私が「金額を高くして得られた所得を申告することでいかがでしょうか」という、仮につじつまを合わせるとしても、受贈益という意味不明な論議でなく正当な論議として、「個人で所得税を支払うという妥協線はいかがですか」という提案を、税理士及び弁護士同席の元で行いました。国税局側は何が何でも「これだけは取ってやろう」という決意であり、論拠ではなく取る金額の目的達成にのみ執着し、妥協案を無視してしまったとしか思えません。私が思うには正しい・誤りは別にして、あえて曲げて解釈し国税局の主張する評価額の違いを納税するならば、売り手の価格を上げ、所得税で妥協するのが道理であろうと思います。

以 上